

議 長 日程第 8、議案第17号「令和 8 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計
予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第17号「令和 8 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」。
「令和 8 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,930万
円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳
出予算による。

一時借入金。第 2 条、地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入
金の借入れの最高額は300万円と定める。

令和 8 年 3 月 3 日提出。松田町、本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第17号「令和 8 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」につ
いて説明させていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。230ページ、231
ページをお願いいたします。歳入でございます。

款 1 診療収入、項 1 外来収入、目 1 国民健康保険診療報酬収入は国保加入者、
目 2 社会保険診療報酬収入は社会保険や共済組合加入者、目 3 一部負担金は受
診者の自己負担分として、目 4 後期高齢者診療報酬収入は75歳以上の後期高齢
者の方の、それぞれの診療報酬収入でございます。目 5 その他の診療報酬収入
として、一般診療報酬、予防接種、健康診査の収入等を計上しております。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料は、診断書等の作成に係る文書手数料で
ございます。

款 3 繰入金、項・目ともに一般会計繰入金は、寄出張所職員が診療所事務を

兼務しているため、特別会計にて予算計上している職員の人件費のうち、出張所事務相当分の50%を一般会計の寄出張所費から繰り入れるものでございます。

項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金は、財源の不足分を補うために財政調整基金から1,200万円を繰り入れるものでございます。

項3 特別会計繰入金、目1 国民健康保険事業特別会計繰入金は、診療所においてレントゲン画像等を読み込むパソコン本体の更新を行うに当たり、国民健康保険事業特別会計の保険給付費等特別交付金で3分の1の補助を受けられるため、国保会計で一旦歳入し、国保会計の繰出金で診療所会計に繰り出し、診療所会計で繰り入れるものでございます。

款・項・目ともに繰越金は、令和7年度分からの繰越金48万2,000円を見込んでおります。

款5 諸収入、項・目ともに雑入につきましては、保険適用外となる薬を入れる容器代や血圧手帳等の収入でございます。

次のページ、232・233ページをお願いいたします。

項2 受託事業収入、目1 特定健康診査等受託料は、寄診療所で特定健康診査を受けた方の受託金でございます。

次のページ、234・235ページをお願いいたします。歳出でございます。

総務費。款総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費、説明欄、一般管理経費では、診療所の管理運営費として人件費や電気料等負担金などを計上しております。主なものといたしましては、説明欄、一般管理経費の18、診療所電気料等負担金は、電気料や警備委託料、消防設備保守・点検委託料などを一般会計の寄出張所費から支出しておりますので、その一部負担として、面積案分や人数案分により診療所分として算出し負担するものでございます。

その下の医師派遣負担金は、県立足柄上病院から医師を派遣していただくための負担金を計上しております。説明欄、会計年度任用職員給与費では、医師、看護師、レセプト事務員、受付事務員及び診療所兼出張所職員の計10名分を計上しております。

目2 団体負担金は、236・237ページをお願いいたします。医師会負担金など

でございます。

款2・項1医療費、目1医療用機械器具費は、医療用備品等の修繕料や診療に伴います感染性廃棄物処理委託料、医療用備品として、先ほど歳入で御説明しましたレントゲン画像等を読み込むパソコン本体の費用を計上しております。

目2医療用消耗品費は、注射器や注射針、包帯やガーゼ、コロナやインフルエンザの検査キット等の医薬品以外の消耗品を支出するものでございます。

目3医薬品衛生材料費は、医薬品代を計上しております。

目4病理検査費は、血液検査などの分析に係る委託料を計上しております。

款3公債費は、一時借入金の利子でございます。

款4予備費は、歳入歳出の差額を計上しております。

なお、238ページから241ページに給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1 2 番 寺 嶋 1つはですね、231ページのほうで診療収入とありますが、大体患者さんが1日どのぐらい来ているのかね、その辺でお伺いします。診療報酬が3,300万円ほどでね、相当もっと報酬をいっぱい稼がないと人件費も出ないみたいな感じなんですけどもね、そういうところでお伺いします。

それから、財政調整基金繰入金が1,200万円ありますが、先ほど財源不足ということですが、この1,200万円でのどの程度といいますか、どこをどういうふうに補充しているのか、その辺についてお伺いたします。

あとはですね、現在、寄診療所のほうの診療体制が月火金が大体午前・午後やっていますが、もう水木が午後がお休みですかね。そんなことになっておりますが、これをですね、充実といいますかそういうふうにするにはどのぐらいの予算といいますかそういうのがかかるのか、そんなことは考えたことありませんかなということでお伺いたします。

町 民 課 長 ただいまの御質問の収入の関係で、1日どれぐらいの受診者が、診療件数が

あるのかということかと思いますが、今年度から水曜日と木曜日の午後を休診とさせていただいた関係からちょっと落ち込みまして、今、2月末現在で1日10人前後というところがございます。ちなみに昨年度は14人程度、その前は13人程度、その前の令和4年度は10人ということで、微増というかにはなっていたんですが、やはり今年ちょっと日数を減らした関係で少なくなっております。

あとは基金の関係で、1,200万円の繰入でどの部分に使っているのかという御質問かと思いますが、どの部分ということではなくて、全体の歳入と歳出のところで大体赤字が1,200万円ぐらいという見積りで計上させていただいております。

あとですね、診療体制の充実という御質問だったと思いますけれども、おっしゃるとおりですね、令和7年度から月曜日、火曜日、金曜日は1日診療、水曜日、木曜日は午前診療のみとさせていただいて、やはり今まで今年度、休診の時間に来られていた方ともいらっしゃると思うんですが、そのやっている時間に来ていただけるようにまず周知を7年度の初めのときに徹底させていただいて、あと、顔見知りといいますか、ほとんど分かっている人ですので個別に御案内をしたりして開いている時間に来ていただくようになどの配慮はしております。また、ほかからも来てもらえるように広報紙等に掲載したりですとか、あとチラシの配架の範囲を広げたりですとか、そういったことをして充実に努めております。

以上でございます。

12番 寺 嶋 寄診療所のほうも、まともにバスで行けば相当時間もかかるし距離もありますからね、相当な手だてを打たないとなかなかこれは難しいなと思いますが、先ほど言いました財政調整基金繰入金金が1,200万円なかったらじゃあどうなるのかと、今やっていることがどの程度サービスができなくなるのかと、逆に言えばそういうことなんですね。それで、先ほど国保の会計のほうで財政調整基金が3億7,000万円近くあるということなんですが、ただ、これは診療所と国保会計が分かれていますから、診療所はどのぐらいですか。国民健康保険の会計と国民健康保険診療所の財政調整基金。これを見ると診療所の基金が幾らも

もうないから、1,200万円を繰り入れたらあと数年でもう営業が、極端に言えば診療所がもう半分も開けなくなるみたいな感じになると思うんですがね、この辺のことについて伺います。

町 民 課 長 先ほど申し上げればよかったんですが、1,200万円がなかったらというようなお話もあったかと思うんですけども、一応黒字ラインといいますか、1日25人ぐらい来ていただくと何とかやっていけるかなというようなことをちょっと計算したことはあります。

あと、基金の内訳でございますが、今、診療所会計のほうの残高が3,600万円、3億6,900万円のうちの3,600万円が診療所分でございます。このままのペースで取崩しを行ったとすると、あと3年程度で基金のほうはなくなってしまう状況でございます。

1 2 番 寺 嶋 診療収入で1日当たり25人ぐらいが採算ラインだみたいな回答だったんですけども、1日10名ということだと倍以上の患者さんといいますか人が来ないと採算が取れないということですから、それと診療所の会計が3,600万円ほどしかないからもう数年後にはにっちもさっちもいなくなるということですね。そうした場合はね、今、要するに、寄診療所なんですけど協議会みたいなものを立ち上げているようですが、ここで今現状ですね、結局、現状の診療体制からこのままでいくとさらに診療体制が現状維持ができなくなるから、じゃあどうするのかということとどのような検討をされているのか、その辺について伺います。

町 民 課 長 診療体制なんですけど、今年度アンケート調査もやらせていただいた中で、やはりちょっとスタッフの数が多んじゃないかという意見も複数、スタッフの数が、従業員といいますか受付の人数が多んじゃないかということが御指摘もありましてといったところで、来年度少し診療体制を見直して最小限の人数でできるように工夫をしてもらって、ちょっと内部のほうを兼務してもらったりとかそういう工夫をもらって診療体制の見直しを行ってやっていく予定でございます。

1 2 番 寺 嶋 じゃあ最後に診療体制ですけど、今、人員の話も、看護師さんの人員体制の

お話がありましたが、見直しというのは要するに診療日の、これも見直しの対象にするということですか。そういうのは考えていないの。

町 民 課 長 今申し上げました見直しはその人数の見直しで、今、医師が1人、看護師1人、レセプトと受付とそれぞれいて、ちょっと中で、院内処方ですので調剤をやる者がどうしても必要ということでそれで1人多くなっちゃっているんですけども、そこら辺を看護師とその事務とレセプトのほうでうまく兼務をしたりして、忙しい時期とかはちょっとそれはできないんですが、そうでないときには兼務をしてその人数を減らしていこうという、すみません、見直しというのは具体的にはそういった見直しでございます。

1 2 番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかにございますか。

町 長 ちょっと補足というか、ちょっともう一遍、勘違いされちゃうといけないので言っておきますけども。御存じだということを前提にちょっとお話ししますけどね、国保の財調については先ほど話があったところで、診療所の分と国保の分と昔は別々だったのが今一つになっているんですね。ただ、我々としてはやっぱり危機感を持っているんで、やっぱり国保は国保で考えなきゃいけないし、ここの診療所は診療所で考えなきゃいけないといった部分で、なるべく当初の国保の診療所の財調というのはこのくらいある、それに対しては本当にこれだけ使っちゃうとあと3年で枯渇するよということは常に我々は言っています。ただし、国保の中で一つになっちゃっているんで、一旦使い切っちゃったにしても国保のお金がまだ全体で3億6,000万円から三千幾つ減った分がありますから、3年後ににっちもさっちもいかないということの話をされましたんでね、議事録に多分載っていると思いますけども、にっちもさっちもいかなくなるということまではいかない、ということだけはちゃんと入れておかないと、いや、本当に3年後ににっちもさっちもいなくなっちゃうみたいなことで取られちゃうと困るんで、あえてちょっとお話ししておきます。

ただ、このままの状況はよくないということも診療所の先生もよく御存じですし、ということで今現在そういったものとかも、入ってくるものが、やっぱ

り皆さんに病気になってくださいというわけにいかないので、とにかく元気でいていただいているというふうに判断するしかないわけですね。それとか、あとはやっぱり今回のメッセージというかアンケートにとって広報で出しますけども、やはりできたらやっぱり近くの方々はかかりつけ医になってもらいたいなという思いはあります。ただし、どうしても専門の先生というか、内科の先生ですからやっぱりそういったものじゃないからちょっと対象じゃないねという人たちはいますけど、その辺はもう実情に合わせながら何とかニーズに合わせてとにかく長く、太く長くが一番いいんですけども、細くてもいいからとにかく長くやっていくという診療体制をやっぱりやっていかなきゃいけないというふうにも考えていますので、3年後にとにかくそういうふうになるということ的前提にやっていないということで承知してください。

以上です。

議

長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第17号「令和8年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。14時45分から再開いたします。(14時28分)